

～障がい福祉サービス等の利用者負担額がある方へ～

## 高額障害福祉サービス等給付費のご案内

同一世帯に障害福祉サービス等を利用している方が複数いる等により、世帯における利用者負担額の合計が、制度の定める基準額を超えた場合は、申請すると「高額障害福祉サービス等給付費」「高額障害児通所給付費」又は「高額障害児入所給付費」として払い戻しされます。

### 合算の対象となるサービス

1. 障害者総合支援法に基づくサービスの利用者負担額  
(例：居宅介護、短期入所、生活介護、就労継続支援等)
2. 児童福祉法に基づく障害児（通所・入所）支援サービスの利用者負担額  
(例：放課後等デイサービス、児童発達支援、障害児入所支援等)
3. 補装具費の利用者負担額  
※ただし、同一人が障害福祉サービス等を併用している場合に限る
4. 介護保険法に基づくサービスの利用者負担額  
※高額介護サービス費等により償還された費用を除く

### 世帯の範囲

| 種類                                    | 合算の対象となる世帯の範囲     |
|---------------------------------------|-------------------|
| 18 歳以上の障がい者<br>(施設に入所する 18 歳、19 歳を除く) | 障がいのある方（本人）とその配偶者 |
| 18 歳未満の障がい児<br>(施設に入所する 18 歳、19 歳を含む) | 保護者の属する住民基本台帳上の世帯 |

### 払い戻される金額について

世帯における、ひと月の利用者負担額合算額のうち、**基準額（37,200 円）**を超えた額  
ただし、**障害児の特例**で次の場合は、受給者証に記載されている上限額のうち、いずれか高い方の額が基準額となります。

- ① 一人の障がい児が2つの受給者証でサービスを利用している場合
- ② 障がい児のきょうだいが、それぞれサービスを利用している場合

## 新高額障害福祉サービス等給付費のご案内

平成 30 年 4 月 1 日より、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の一部が改正され、新たに 65 歳到達前に一定期間にわたって障害福祉サービスを利用していた低所得の高齢障害者が、介護保険に移行した際の介護保険サービスに係る利用者負担についても、払い戻しができるようになりました。

【対象となる方】以下の全ての要件を満たす人となります。

- ① 65 歳に達する日前の 5 年間（入院その他やむを得ない事由により介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く）、介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたこと。
- ② 65 歳に達する日の前日および 65 歳以降において、本人およびその配偶者が「市民税非課税」または「生活介護」に該当していたこと。
- ③ 65 歳に達する日の前日において障害者支援区分 2 以上であったこと。
- ④ 65 歳まで介護保険サービスを利用していないこと。

## 手続きについて

社会福祉課障がい福祉係（1 階 22 番窓口）に、次のものを持参し申請してください。後日、指定された口座へ振り込みを行います。

【ご用意いただくもの】

|                      |                                                                                                    |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 印鑑                 | 認印で構いません。                                                                                          |
| ② 個人番号（マイナンバー）の分かるもの |                                                                                                    |
| ③ 受給者証               | 障害福祉サービスの受給者証又は障害児通所給付費・入所給付費の受給者証。受給しているサービスすべてのものがが必要です。                                         |
| ④ 介護保険被保険者証          | 介護保険サービスをご利用されている場合に必要です。                                                                          |
| ⑤ 振込先口座の分かるもの        | 受給者本人（障がい児の場合は保護者）名義のもの                                                                            |
| ⑥ 領収書                | 利用したサービスすべての領収書。<br>※提出がないものは合算対象になりません。<br>利用者負担（1 割負担分）と食費や活動費等のサービス対象にならない実費負担分の内訳がわかるものがが必要です。 |
| ⑦ 補装具費支給決定通知書        | 補装具費の支給を受けている場合に必要です。                                                                              |
| ⑧ 高額介護サービス費支給決定通知書   | 介護保険サービスを利用して、高額介護サービス費の支給を受けている場合に必要です。                                                           |

## 払い戻しの事例

例 1：世帯内に障害福祉サービスを利用している人が、複数いる場合

(基準額＝37,200 円)



(夫)【障害福祉サービス】支払った利用者負担額：30,000 円



(妻)【障害福祉サービス】支払った利用者負担額：20,000 円

【世帯の利用者負担月額の合計】30,000 円＋20,000 円＝50,000 円

【払い戻しされる金額】50,000 円－37,200 円＝12,800 円

(基準額)

例 2：一人の方が障害福祉サービスと介護保険サービスを利用している場合

(基準額：37,200 円)



【障害福祉サービス】支払った利用者負担額：30,000 円

【介護保険サービス】支払った利用者負担額：15,000 円

【利用者負担月額の合計】30,000 円＋15,000 円＝45,000 円

【払い戻しされる金額】45,000 円－37,200 円＝7,800 円

(基準額)

例 3：一人の障害児（所得割 28 万円未満世帯）で、障害福祉サービスと児童福祉法のサービスを利用している場合（基準額＝4,600 円）



【障害福祉サービス】利用者負担月額：3,000 円

【児童福祉法のサービス】利用者負担月額：4,600 円

【利用者負担月額の合計】3,000 円＋4,600 円＝7,600 円

【払い戻しされる金額】7,600 円－4,600 円＝3,000 円

(基準額)

例4：障がい児のきょうだい（所得割 28 万円未満世帯）で、障害福祉サービスと児童福祉法のサービスを利用している場合（補装具費の支給なし）  
（基準額：4,600 円）



（姉）【障害福祉サービス】支払った利用者負担月額：3,000 円  
【児童福祉法のサービス】支払った利用者負担月額：4,600 円



（弟）【児童福祉法のサービス】支払った利用者負担月額：3,000 円

【世帯の利用者負担月額の合計】3,000 円+4,600 円+3,000 円=10,600 円

【払い戻しされる金額】10,600 円-4,600 円=6,000 円

（基準額）

例5：障害児のきょうだい（所得割 28 万円未満世帯）で、障害福祉サービスと児童福祉法のサービスを利用している場合（補装具費の支給あり）



（姉）①【障害福祉サービス】支払った利用者負担月額：3,000 円  
②【児童福祉法のサービス】支払った利用者負担月額：4,600 円



（弟）③【児童福祉法のサービス】支払った利用者負担月額：3,000 円  
④【補装具費の支給】支払った利用者負担月額：35,000 円

④の補装具費は「障害児の特例」の対象ではないため、以下のように計算します。

A まず、「障害児の特例」がある①～③について、払い戻し額を計算します。

① 3,000 円+②4,600 円+③3,000 円=10,600 円

10,600 円-基準額 4,600 円=【Aの払い戻し額：6,000 円】

B 次に、Aで払い戻した後に残る自己負担額と、④の自己負担額を合算して、原則の基準額（37,200 円）との差額を計算します。

Aでの自己負担額 4,600 円+④の自己負担額 35,000 円=39,600 円

39,600 円-基準額 37,200 円=【Bの払い戻し額：2,400 円】

払い戻しされる金額

【Aの払い戻し額:6,000 円】 + 【Bの払い戻し額:2,400 円】 =8,400 円

## Q&A

Q1：申請書はどこにありますか？

A1：社会福祉課障がい福祉係（1階22番窓口）にあります。

---

Q2：申請時には、領収書を添付することになっていますが、返してもらうことはできますか？

A2：窓口で申請済の確認印を押印し、コピーをとった後でお返しすることができます。

---

Q3：領収書をなくしてしまいましたが、申請できますか？

A3：そのままでは申請できません。事業所へ領収書の再発行または、領収の事実があったことを証明する書面（利用者負担額と実費負担額の内訳が記載してあるもの）の発行を、依頼してください。ご用意いただけない場合、合算の対象とすることはできません。なお、「請求書」は領収書の代わりとはなりませんので、ご注意ください。

---

Q4：高額介護サービス費支給決定通知書を紛失してしまいましたが、申請できますか？

A4：申請時に窓口でご相談ください。

---

Q5：6月に補装具費の申請をして、8月に決定されました。毎月、障害福祉サービスを利用しています。障害福祉サービス費のいつの分が合算されますか？

A5：補装具費の支給決定を受けた月、8月分が合算対象になります。

---

Q6：日中一時支援は対象になりますか？

A6：日中一時支援、移動支援等の地域生活支援事業については、合算の対象サービスには含まれません。

---

Q7：申請するのを忘れていました。過去のものについても申請ができますか？

A7：申請可能です。ただし、対象月から5年を経過すると時効により払い戻しができなくなりますので、ご注意ください。